

日高地方大阪・関西万博に関する企画提案書作成及びプロモーション動画制作等業務委託仕様書

この仕様書は、日高広域観光振興協議会（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託して実施する「日高地方大阪・関西万博に関する企画提案書作成及びプロモーション動画制作等業務」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

1. 業務名

日高地方大阪・関西万博に関する企画提案書作成及びプロモーション動画制作等業務（以下「本業務」という。）

2. 業務目的

令和7年に開催される2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）（以下「万博」という。）で和歌山県が実施する「地域資源魅力創出事業」において、日高広域観光振興協議会は、ブース出展を予定している。

本業務では、日高地方（以下「本地域」。）の魅力掘り起こし、動画等のPRツールを制作するとともに、日高地方の魅力を国内外に発信できるような企画立案を行い、万博を契機とした本地域の認知度向上及び観光誘客の促進やビジネス機会の創出を目的としている。

3. 契約期間

契約締結日から令和7年2月14日（金）まで

4. 業務の内容

乙は、本業務の目的及び本地域の特徴や魅力を理解し、業務を行うものとする。

制作に関する業務内容は以下のとおりであるが、取材対象者・取材スポット・時期など、業務における重要事項は甲と協議のうえ、決定すること。

（1）企画提案書作成

「和食の源流は日高地方にありを世界に発信」をメインテーマに据え

- ・本地域の魅力を発信し来訪の機会をつくる
- ・将来世代に繋がる和歌山の未来を創造（和歌山県万博テーマ）
- ・いのちをつむぐ（自然と文化、人と人をつなぐ「食べる」という行為の価値を考え、日本の食文化の根幹にある「いただきます」という精神を発信する）（大阪・関西万博テーマ）」
- ・SDGs達成への貢献（万博の目的）

の要素を折り込み（2）から（7）までを盛り込んだ企画提案書を作成すること。

（2）イベントブースの企画及び準備作業

① 開催期間：2日間

② 開催場所：関西パビリオン内「多目的エリア」 127.80 m²

※現在建設中であり、レギュレーションについても随時更新されるため、甲から提供される情報に基づき調整を行うこと

③ 具体的な作業内容

ア レイアウト案の作成

イ イベントの企画案作成

[コンセプト]

来場者に日高地方の「食」、「体験型観光」などの魅力を伝え、誘客に繋げる

※かつお節削り体験等、本地域に関連したワークショップを盛り込むこと

ウ ワークショップの研修会を開催

契約期間中に1回は開催すること。開催に関する費用は乙負担とする

(3) 動画制作

万博会場での上映及び、今後のプロモーションに活用可能な動画を制作する

※年間を通じて使用でき、複数年使用可能なものとする

- ① 基本的に新規撮影を原則とするが、既存の動画を活用することも可能とする
- ② 視聴者の心をつかむような映像に仕上げる
- ③ 撮影場所、撮影時間等を工夫し、必要となる調整及び撮影許可等の各種手続は、乙において行うこと
- ④ 出演者は、甲と協議の上決定すること。また、権利処理等の手続きを乙において実施し、肖像権等の問題が発生しないようにすること

[規格]

ア 数量・種類は、次のとおりとする。

なお、下表記載の A～D はそれぞれ以下「動画等【番号】」(例. 動画等 A) という。

	動画内容	時間	本数
A	日高地方プロモーション動画	5分程度	2本
B	ショート動画：食材編(鰹節、醤油等)、郷土料理編、体験型観光編	1分程度	20本程度
C	AをSNS用に編集した動画	30秒程度	2本
D	プロモーション動画のメインイメージとなる写真(以下「メインイメージ写真」という。)		30枚程度

イ 動画等 AB について画面縦横比を 16 : 9 とする。動画等 C についてはスマートフォンで再生することを踏まえ縦型とする。

ウ 動画等 A～C の解像度はフルハイビジョン以上とする。

エ 動画等 D はデータで提供することとし、JPEG 方式とする。

[編集]

ア 動画等 A、B には、日本語及び英語の字幕を挿入すること。

イ BGM等音楽素材の使用に際しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用

するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続は乙において行うこと。

ウ 動画等 A～C のいずれについても、映像・ナレーション・テロップ等内容の一切について、甲における内容確認及び修正指示の機会を 2 回以上設けること。

[成果物]

ア 再生用

動画等を記録した DVD 3 枚

イ ウェブアップロード用

フルハイビジョン形式の動画データ及びモバイル等での使用を想定し軽量化した動画データ、テキストデータ、その他、動画作品に使用した全データを納めた SD カード 1 枚

ウ 非圧縮の動画マスターデータ一式 (HDD 等)

エ 動画等を納めた SD カード 1 枚

(4) リーフレットの作成

日高発祥の食材、郷土料理及び体験型観光に関するもの
関係団体 (生活研究グループ等) へのヒアリングを実施し、文章化する

ア 10 ページ程度の冊子

イ 3,000 部 (日本語版)

1,000 部 (英語版)

(5) 協議会 HP に特設サイトを制作

(3) から (4) の内容を踏まえ、万博終了後も活用できるサイトを制作する。英語、スペイン語、中国語、韓国語に対応できること。

なお、HP への掲載にあたっては、甲の委託事業者と協議を行い、必要経費については乙が負担することとする。

(6) 成果物の納品

① 納 期 令和 7 年 1 月 3 1 日 (金)

② 納品場所 和歌山県日高振興局地域づくり部地域づくり課

③ 備 考 甲からの求めに応じ、分納等にも対応すること

(7) その他

① 県からの求めに応じ、業務に関する打ち合わせを行い、議事録を作成すること。

② 上記の業務内容のほか、甲との協議において実施することと決まった業務を実施すること。

5 留意事項

- ア 成果物の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、甲に帰属するものとする。また、成果物の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続を行い、使用料等の負担及び責任は乙が負うものとする。
- イ 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じた時は、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、甲に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- ウ 甲は、本事業で納品された成果物を期間の制限なく無償で、インターネット、SNS、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、放送等）することができることとする。
- エ 甲は、乙の承諾を得た場合に限り、和歌山県の移住の魅力を広く紹介・PRすることを目的に成果物を加工・編集することができる。
- オ 甲は成果物を、日高地域の魅力を広く紹介・PRすることを目的に二次利用する場合がある。
- カ 甲が認めた第三者が、日高地域の魅力を広く紹介・PRすることを目的に、成果物を二次利用する場合がある。
- キ 業務完了後に、乙の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、乙は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は乙の負担とする。
- ク この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、乙は甲と協議を行うこと。
- ケ 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、甲又は第三者が損害を受けた場合は、全て乙の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。